

経済社会のICT化を踏まえた税務手続に係るデータ活用(主な課題と検討の方向性)

経済社会のICT化(情報システムや会計経理ソフトウェアの普及等)

マイナンバー、マイナポータル、法人番号

関連技術の進展(クラウドサービス、API連携等)

1. 納税者から行政への情報提出のデータ化促進

- 電子申告・納税(e-Tax)の一層の普及のために、どのような方策が考えられるか。
- e-Taxシステム自体の機能改善のほか、提出書類の簡素化、ファイル形式の多様化、本人認証方法の簡素化・容易化等を検討。

2. 納税者の保有情報のデータ化促進

- 税務上保管が求められている帳簿書類について一層のICT化を図るために、どのような方策が考えられるか。
- 文書保存に関する負担軽減を図るため、電子帳簿等保存制度の利用促進策を検討。その際、適正課税の観点にも配慮。

3. 行政機関間のデータ連携拡大

- 納税者から同じ情報の提出を再び求めないこと(ワンスオンリー化)等を進めるために、行政機関間のデータ連携をどのように拡大するか。
- 従来の手続や運用の見直しを行いつつ、一層のワンスオンリー化策等を検討。

4. 納税者のデータ取得・活用の支援

- 納税者が税務手続に必要な情報をデータとして取得し活用できるようにするために、どのような方策が考えられるか。
- 確定申告・年末調整手続の電子化を推進。具体的には、控除関係機関→個人→税務署・雇用主という情報の流れが基本的にオンラインで完結する仕組みを目指す。

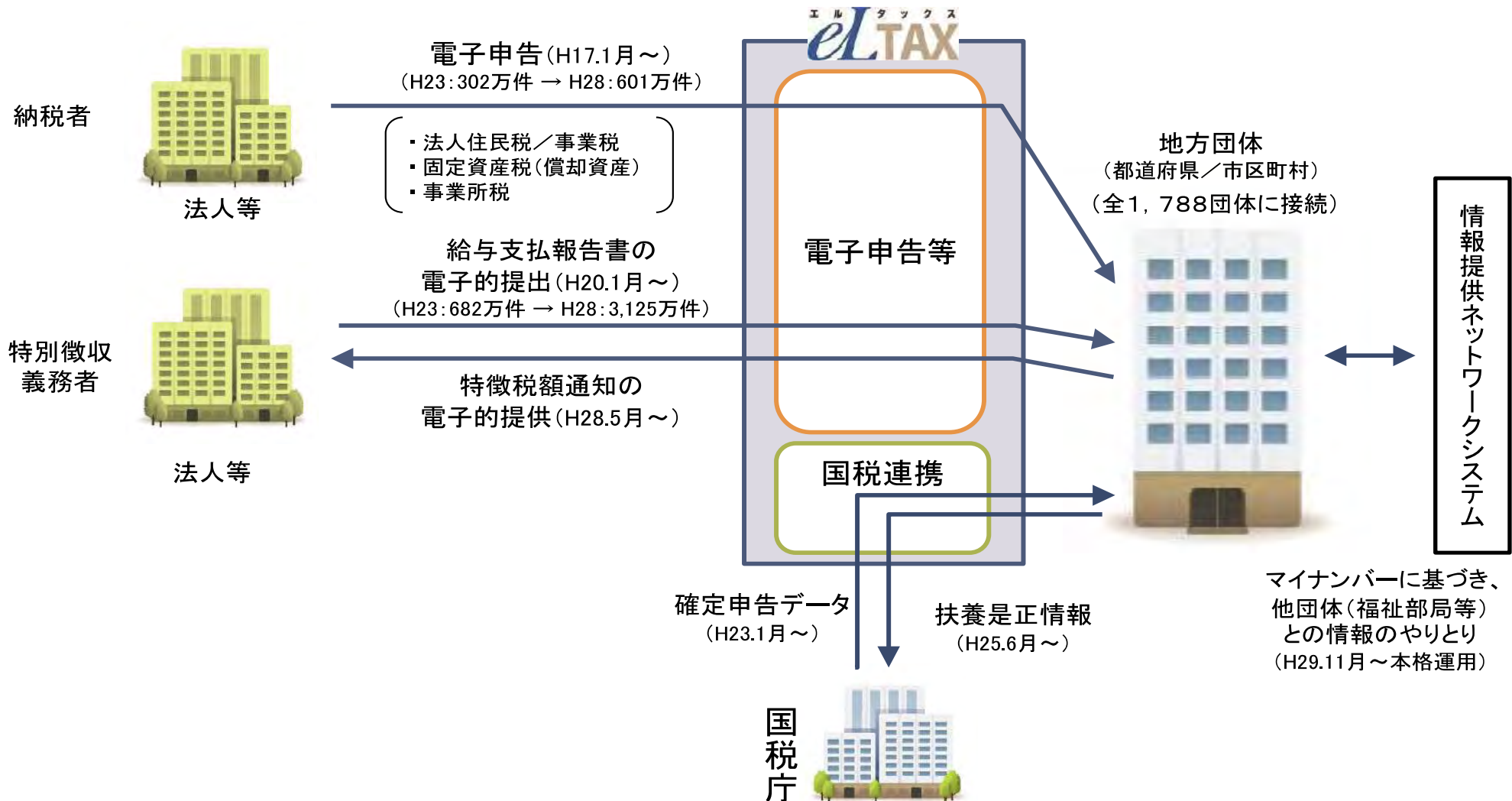
官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま円滑にやり取り

官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上

税務手続の電子化等の推進 (地方税関係)

eLTAX(エルタックス)の概要

○ eLTAXは、地方団体が共同で設置・運営している地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。



地方税の電子的送信手続(概要)

	送信者	送信先	送信内容	送信時期
法人住民税 法人事業税	法人	都道府県、市町村 (事務所等所在地) ※法人事業税は都道府県のみ	税額及び課税標準額の申告	事業年度終了の日から原則 として2か月以内
固定資産税 (償却資産)	法人 個人事業主	市町村(資産所在地)	課税標準(償却資産の価格) の決定に必要な事項(取得 価額、数量等)の申告	1月31日まで
個人住民税 (給与)	給与の支払者 (法人、個人事業主)	市区町村(従業員の住所地)	課税に必要な給与支払 情報(前年中の給与所得の 金額等)の報告 ※内容は源泉徴収票と同様	1月31日まで
	市区町村 (従業員の住所地)	給与の支払者 (法人、個人事業主)	給与所得に係る特別徴収税 額の通知	5月31日まで

※ その他の主な地方税(自動車税、固定資産税(土地・家屋)、個人住民税(普通徴収))においては、納税者等から地方団体への特段の申告等を要せずに課税が行われるものが多い。

ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	その他
H16	● 法人住民税、法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始					● 地方税関係書類のスキヤナ保存制度の創設(取引の相手方から受け取った書類の電子保存を可能とする)(H17) ● 自動車保有関係手続のワンストップサービスの運用開始(H17)
H19	● 事業所税の申告開始 ● 法人設立届等の提出開始	● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の申告開始				
H21			● 公的年金の特別徴収データの連携開始			● スキヤナ保存制度の対象拡大・要件の見直し(3万円以上の領収書等を対象に追加等)(H27)
H22				● 所得税確定申告書の連携開始		
H25		● 一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化		● 法定調書の連携開始 ● 扶養是正情報の連携開始		
H28		● 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出を一元化			● 特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化	
H29				● 源泉徴収義務者情報の連携開始		
	↓	↓	↓	↓	↓	

地方税の電子申告・電子納税を巡る状況

電子申告

- 全ての地方団体に対して、法人関係税等の電子申告が可能
- 電子申告利用率 60.9%
(H28年度・法人道府県民税)

電子納税

- 個人向けの収納手段は、電子納税含め多様化。
- 法人向けの電子納税に対応しているのは、22団体(12都県・10市町)

企業が行う電子申告による申告件数(下段は利用率)

	平成23年度	平成28年度
法人道府県民税・ 法人事業税	148万件 (39.6%)	245万件 (60.9%)
法人市町村民税	123万件 (31.7%)	261万件 (62.0%)
個人住民税 (給与支払報告書)	682万件 (9.0%)	3,125万件 (38.0%)
固定資産税 (償却資産)	30万件 (9.3%)	93万件 (26.7%)
事業所税	1万件 (4.2%)	2万件 (13.1%)

地方税における各収納手段の導入・利用状況
(都道府県、市区町村計)

(上段は対応団体数、下段は利用件数)

		平成24年度	平成28年度
口座振替		1,779団体 1億2,627万件	1,783団体 1億3,417万件
コンビニ収納		876団体 6,477万件	1,174団体 9,794万件
クレジットカード 納付		67団体 30万件	192団体 170万件
電子納税 (ペイジー)	eLTAX 非連動型	56団体 703万件	81団体 1,013万件
	eLTAX 連動型	13団体 1万件	22団体 3万件

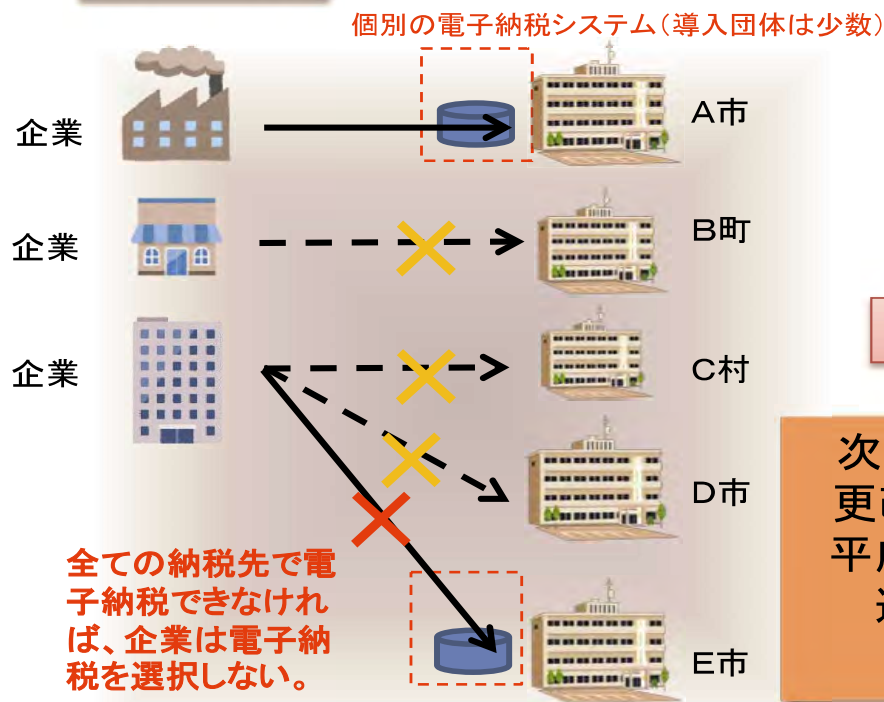
個人向け中心

法人向け中心

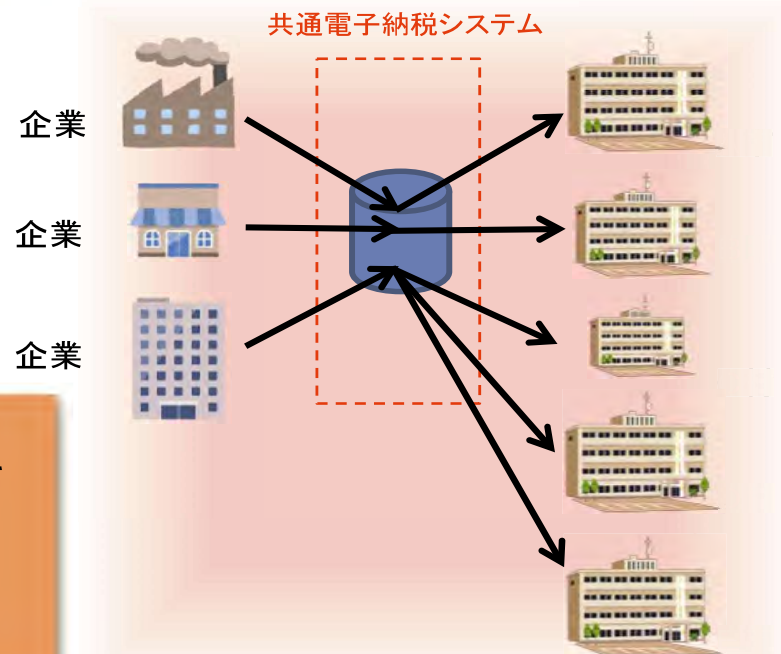
共通電子納税システム(共同収納)のイメージ

全地方団体が加入・運営しているeLTAXを活用して、共通電子納税システムを導入
⇒ ・企業は、全地方団体に対して電子納税可能に。
・複数の地方団体への納税についても、一度の手続きで可能に。

現 状



共通電子納税システム



次期システム
更改に併せて
平成31年10月
運用開始
(目標)

○平成29年度与党税制改正大綱(抄)

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

8 円滑・適正な納税のための環境整備

地方税における電子納税の推進のため、地方公共団体が共同で収納を行う方策について、地方公共団体の意向に十分配慮しつつ、検討を行う。

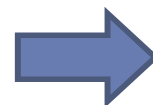
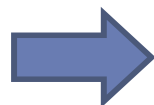
eLTAXによる国税・地方税の情報連携

国税庁→地方団体

- **所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信**（平成23年1月～）
→ 所得税確定申告書に記載されている所得金額等の情報を提供
- **法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信**（平成25年5月～）
→ 国税庁に提出された法定調書のうち、利子・配当等の支払調書等の情報を提供
- **源泉徴収義務者情報の市区町村へのデータ送信**（平成29年6月～）
→ 市区町村における特別徴収義務者の把握に資するよう、源泉徴収義務者の名称・所在地等の情報を提供



国税庁



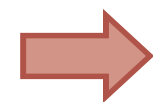
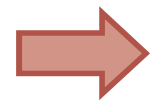
地方団体

地方団体→国税庁

- **扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信**（平成25年6月～）
→ 市区町村において有している所得控除や合計所得金額の変更に係る情報を国税庁に提供
- **市区町村で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継**（平成29年1月～）
→ 市区町村において受理した所得税確定申告書の情報を国税庁に電子的に提供



地方団体



国税庁

※未対応の市区町村あり

上記のほか、以下の仕組み等の整備・検討に取り組んでいる。

- ・ 給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化（平成29年1月～）
- ・ 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化（平成31年度実施に向けて財務省と検討中）
- ・ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除（平成31年度実施に向けて財務省と検討中）

規制改革推進に関する第1次答申(平成29年5月23日 規制改革推進会議) (電子申告・電子納税関係部分)

II 行政手続コストの削減に向けて

3. 今後の取組

(前略)各府省は、行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」)を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。

規制改革会議行政手続部会取りまとめ (平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会)[抄]

2. 重点分野

【取組の内容】

重点分野は以下の9分野とする。

- | | |
|------------------------|--------------|
| ①営業の許可・認可に係る手続 | (各省庁に共通する手続) |
| ②社会保険に関する手続 | (個別分野の手続) |
| ③国税 | (個別分野の手続) |
| ④地方税 | (個別分野の手続) |
| ⑤補助金の手続 | (各省庁に共通する手続) |
| ⑥調査・統計に対する協力 | (各省庁に共通する手続) |
| ⑦従業員の労務管理に関する手続 | (個別分野の手続) |
| ⑧商業登記等 | (個別分野の手続) |
| ⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 | (個別分野の手続) |

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議(投資等ワーキンググループ)において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

3. 削減目標

(3)取組期間

【取組の内容】

取組期間は、3年とする(平成31年度まで)。ただし、事項によっては5年まで許容する(平成33年度まで)。

(4)削減目標

【取組の内容】

削減目標は、削減率20%とする。

(注2)「地方税」については、「国税」と類似の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。取組に当たっては、地方公共団体の理解・協力を得ながら進める。

1. 国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。

- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率100%。
- ② 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(eLTAX)の利用率100%。

2. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。

- ① 電子納税の推進
- ② eLTAXの使い勝手の大幅改善(利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む)
- ③ 国税との情報連携の徹底(法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)